



発行 新潟県
第6号
 平成27年1月23日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 63 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 64 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 65 保安林の指定予定(治山課)
- 66 保安林の指定予定(治山課)
- 67 保安林の指定予定(治山課)
- 68 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 69 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 70 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 71 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 72 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 73 換地処分(農地整備課)
- 74 換地処分(農地整備課)
- 75 道路の区域変更(道路管理課)
- 76 道路の供用開始(道路管理課)
- 77 道路の区域変更(道路管理課)
- 78 道路の供用開始(道路管理課)
- 79 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 80 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

公 告

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 特定調達契約の落札者等(医務薬事課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

告 示

◎新潟県告示第63号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
杉下 雄為	内科	新潟県立津川病院	阿賀町津川200	H27.1.1	第15条第1項の医師に指定した

甲田 亮	腎臓内科	新潟県立六日町病院	南魚沼市六日町636-2	〃	〃
保川 亮太	内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161	〃	〃
山本 智	内科、外科	上越市役所前 やまもとクリニック	上越市木田1-3-31	〃	〃
田邊 繁世	内科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
三橋 大樹	脳神経外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
佐藤 信之	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
古川 俊貴	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
若杉 正嗣	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
望月 友晴	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃

◎新潟県告示第64号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小幡 紀夫	内科	田宮病院	長岡市深沢町2300	H26. 11. 7
増井 準治	内科	増井医院	妙高市上町3-16	H26. 11. 25

◎新潟県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市矢田字一ノ沢2672、2682、2682の1、2683から2698まで、2698の子、2699から2701まで、2701の子、2702から2709まで、2709の1、2710から2714まで、2714の1、2715から2718まで、2722、2726から2728まで、字菰弦根2771、2772、2779から2791まで、字犬転2792、2792の子、2793、2793の子、2794から2797まで、2797の1から2797の3まで、2798から2802まで、2802の1、2803から2811まで、2811の1、2812から2817まで、2819、2820、2820の子、2821、2822、2822の1、2823から2826まで、2827の1、2828の1、2829、2830、2830の子、2831、2832、2832の子、2833の1、2834の1、2835の1、2836の1、2837から2842まで、2842の子、2843、2844、2844の子、2845から2847まで、2847の1、2848から2856まで、字蓼畑2857から2866まで、2866の子、2869から2877まで、2879、2888から2892まで、2892の1、2893から2895まで、2895の子、2896、2897、2897の1、2898から2900まで、2900の1、2901、2901の1、2902から2907まで、2907の1、2908、2908の1、2909、2909の子、2910から2912まで、2912の1、2913、2913の1、2914の1、2915の1、2916、2916の子、2917、2917の1、2918、2918の子、2919から2945まで、2949、2950、2953から2959まで、2959の1、2960から2965まで、2965の1、2966、2966の子、2967から2970まで、2970の子、2971から2987まで、2987の

1、2988から2990まで、2990の1、2991、2992、2992の子、2993、2995から2999まで、2999の1、3000から3002まで、宇土入3003から3019まで、3019の子、3020から3026まで、3026の1、3027、3027の1、3028から3030まで、3035から3043まで、3043の子、3044、3045、3045の1、3046から3050まで、3050の1、3051から3056まで、3056の子、3057、3058、3058の2、宇霞畑3059から3072まで、3072の子、3073から3079まで、3079の子、3080から3086まで、3086の子、3087から3091まで、3092の1、3093から3096まで、3097の1、3098から3108まで、3108の子、3109から3115まで、3115の子、3116、3117、3117の子、3118、3118の1、3119から3124まで、3124の子、3125、3126、3127の甲、3127の乙、3128、3129、3129の1、3130から3132まで、3132の子、3133から3137まで、3137の子、3138、3138の子、3139から3143まで、宇三ノ坂3147の1、3148から3157まで、3158の1、3159から3173まで、3174の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市中字芦田沢583から588まで、589の1、589の2、590、591、670、670の1、671、宇太畑592、593の1、593の2、594から597まで、599の1、635の1、637から640まで、642、643の1、644、644の子、645、646の1、646の3、646の5、647から655まで、657から669まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字上平丸字宮田2181、2182の1、2182の2、2183の1、2183の2、2184、2187、2190、2194

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第68号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を平成27年1月14日認可した。

平成27年1月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第69号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成27年1月14日認可した。

平成27年1月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、妙高市の大江口土地改良区の定款の変更を平成27年1月14日認可した。

平成27年1月23日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成27年1月26日から平成27年2月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	津南(割野)	換地計画書の写し	津南町役場

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第72号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成27年1月26日から平成27年2月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	滝谷	換地計画書の写し	ながおか市民センター

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業清津里山地区（白羽毛換地区）に係る換地処分をした。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業赤倉地区に係る換地処分をした。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三ツ又小出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市中家字南原648番1から	新	7.6～12.4メートル	337.2メートル
同市中家字南原669番1まで	旧	7.4～12.2メートル	337.5メートル

◎新潟県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 三ツ又小出線
 - 2 供用開始の区間
魚沼市中家字南原648番1から同市中家字南原669番1まで
 - 3 供用開始の期日 平成27年1月23日
-

◎新潟県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
-

- 2 路線名 鯨波宮川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
刈羽郡刈羽村大字赤田町方字蛇場見402番1から	新	9.0～15.0メートル	215.0メートル
同郡同村大字赤田町方字豆田90番1まで	旧	7.0～10.4メートル	215.0メートル

◎新潟県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 鯨波宮川線
- 2 供用開始の区間
刈羽郡刈羽村大字赤田町方字蛇場見402番1から同郡同村大字赤田町方字豆田90番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 1月23日

◎新潟県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 五泉都市計画道路（五泉市決定）
 - ・名称 3・4・5号東南環状線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 五泉都市計画公園（五泉市決定）
 - ・名称 3・3・2号南公園
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が委託する新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成27年3月27日(金)

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成27年1月23日(金)から平成27年2月2日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月13日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との業務委託契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成27年1月23日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成27年2月6日(金) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成27年2月10日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務の委託料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム情報セキュリティ外部監査業務の委託料に係るものをいう。)の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び業務委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中郷区まちづくり振興会
- 3 代表者の氏名
竹内 靖彦
- 4 主たる事務所の所在地
上越市中郷区二本木1959番地4中郷区コミュニティプラザ内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、中郷区の住民に対して、住民と行政の協働によって地域の歴史や生活文化を受け継ぎ、現代に活かして発展させ、豊かな地域社会を築いていくことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 観光の振興を図る活動
 - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7) 環境の保全を図る活動
 - (8) 地域安全活動
 - (9) 子どもの健全育成を図る活動
 - (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新潟県公立学校事務支援センター
- 3 代表者の氏名
加藤 淳一
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町5丁目5番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新潟県内の市町村立学校の学校事務業務を支援し、円滑な学校教育運営に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 情報化社会の発展を図る活動

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 1月23日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
 - (1) 厨房機器 一式
 - (2) 超音波手術器 一式
 - (3) ホルミウムヤグレーザー 一式
 - (4) 手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年12月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)について
新潟調理機器株式会社
新潟県新潟市東区江南6丁目2番地14
 - (2) 上記1(2)、(3)、(4)について
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通2番町279番地
- 7 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
158,544,000円
 - (2) 上記1(2)について
32,378,400円
 - (3) 上記1(3)について
36,082,800円
 - (4) 上記1(4)について
118,735,200円
- 8 入札公告日
平成26年11月14日
- 9 落札方法
最低価格

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年 1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）フレスポ新発田
所在地 新発田市富塚三丁目12番13号 外

設置者 大和リース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成26年9月9日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成27年1月23日から平成27年2月23日まで